

第4章 不当労働行為再審査事件

当委員会の初審命令に係る再審査事件は、前年からの繰越しが5件、令和7年の新規申立てが1件、計6件が係属した。一方、終結したものは2件で、このため4件が翌年に繰り越された。

(令和7年12月31日現在)

福岡県労働委員会		中央労働委員会					
事件番号	救済内容	再審査申立人	再審査申立年月日	事件番号	再審査申立内容	再審査終結年月日	再審査終結事由
2 (不) 8	棄却	X労働組合	3.12.13	3 (不再) 47	不服の理由については、追って主張する。	7.2.6	棄却 (一部却下)
4 (不) 3	全部救済	Y株式会社	5.12.5	5 (不再) 40	不服の理由については、追って主張する。		
5 (不) 1	一部救済	学校法人Y	6.3.28	6 (不再) 12	不服の理由については、追って主張する。		
〃	〃	X1労働組合 X2労働組合	6.4.2	6 (不再) 13	不服の理由については、追って主張する。	7.9.9	取下げ
5 (不) 3	全部救済	株式会社Y	6.12.9	6 (不再) 54	不服の理由については、追って主張する。		
6 (不) 5	全部救済	学校法人Y	7.11.25	7 (不再) 50	不服の理由については、追って主張する。		